

## 平成 26 年度第 5 回葉山町総合計画審議会 議事録

日 時 平成 26 年 10 月 3 日 (金) 14 時 ~ 16 時 15 分

開催場所 保育園・教育総合センター研修室

出席者 委員

(出席) 臼井会長、浦上委員、鹿嶋委員、北村委員、近藤委員、高梨委員、  
田辺委員、福本委員、藤井委員、宮内委員

(欠席) 福安委員

事務局

伊藤企画調整課長、和嶋副主幹、新倉副主幹、(株)ぎょうせい

議事日程 1 会長あいさつ

2 議題

(1) 前回の総合計画審議会における第四次葉山町総合計画前期基本計画(案)  
「基本理念 2 “暮らしを守る”葉山」及び「基本理念 3 “街が躍動  
する”葉山」に関する主な意見について

(2) 第四次葉山町総合計画前期基本計画(案)について  
「基本理念 4 “みんなで支える”葉山」

(3) その他

3 閉会

配布資料

会議次第

資料一覧

- ・(資料 1) 第四次葉山町総合計画前期基本計画(案) 「基本理念 2 “暮らしを守る”葉山」及び「基本理念 3 “街が躍動する”葉山」に関する総合計画審議会(平成 26 年 9 月 19 日開催)の主な意見について
- ・(資料 2) 第四次葉山町総合計画基本構想(案)に対するパブリックコメントの実施結果について(速報)
- ・(資料 3) 第四次葉山町総合計画前期基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果について(速報)
- ・(平成 26 年度第 2 回総合計画審議会<平成 26 年 8 月 4 日開催>配付資料)第四次葉山町総合計画前期基本計画(案)

(会長あいさつ)

会 長 本格的な議論をするには今日が最終で、次回はまとめの議論になるかと思えます。皆さんから熱心なご意見がいただけると期待していますので、よろしく願います。今日は最後の「基本理念 4 “みんなで支える”葉山」の部分についての意見交換になります。

**(会議の成立について及び欠席委員の報告)**

事務局 本日の審議会委員 11 名中 10 名の委員にご出席いただいておりますので、審議会規則第 5 条第 2 項により、会が成立していることをご報告させていただきます。

**(傍聴について)**

事務局 事務局において、傍聴者募集を町ホームページで行ったところ 1 名の傍聴希望がございました。

**(議題)(1) 前回の総合計画審議会における第四次葉山町総合計画前期基本計画(案)**

「基本理念 2 “暮らしを守る”葉山」及び「基本理念 3 “街が躍動する”葉山」に関する主な意見について

**(説明)**

事務局より資料 1 に基づき説明が行われた。

**(議題)(2) 第四次葉山町総合計画前期基本計画(案)について**

「基本理念 4 “みんなで支える”葉山」

**(説明)**

事務局より資料 4 に基づき「基本目標 10 (行政運営)」(79～85 ページ)の説明が行われた。

**(質疑応答)**

委員 これから行政運営を考えると、非営利セクターとの協働は非常に大切な部分だと思いますが、計画の中では、NPO 等の非営利セクターの自発的な活動をどうやって支えるのかというのがあまり感じ取れません。人的な問題、広報・広聴の問題、資金面の問題など、NPO を取り巻く課題というのは大体共通していますが、自発的な活動を支えるというところで何かが抜けているような気がします。82 ページの「現状と課題」には、「NPO 法人葉山まちづくり協会」を中心に多くの非営利団体の活動を継続的に支援してきたとありますが、ここには財政的支援なども含まれているのですか。

事務局 含まれています。中間支援組織との位置づけで、その中心が「葉山まちづくり協会」です。その中に例えば里山の保全の団体とか、メダカを守る会といった様々な団体があり、教育委員会が進める意欲ある学校づくり、特色ある学校づくりの一環として、そういう団体の方を講師に招いて生徒向けの講習会をやったりしています。ただ、反省点として、発信力が弱いということと、自然環境保護等の分野の団体にやや偏りがちなので、今後は社会福祉協議会など関係団体とも相談しながら福祉や防災関連分野にも注力していくべきと考えています。

委員 まちづくり協会が主体となりいろいろな非営利セクターをマネジメントするのは、葉山ならではの部分もあっていいと思います。一方、他にも自発的にいろいろ支えるし

くみがあって然るべきだと思います。具体的に言うと、NPO に寄附をした時に住民税の減免措置が受けられるといったことを町が定めれば、寄附金控除のしくみを生かしてNPO を支援できます。非営利セクターの自立的支援を支えるために、寄附制度について考えると、もう少し踏み込んだ話があればいいと思います。神奈川県にはそのような条例があり、徴収事務は市町村のはずです。県と市、町がもっと連携すればいいと思います。

委員 81 ページに「具体的な取り組み」として記されている文章も抽象的で、「地域コミュニティ組織の活性化に向け、若者、女性が参画しやすいしくみづくり」がどのようなものなのか、具体的な記述があったほうがいいと思います。

委員 80 ページの「まちづくり指標」で、町内会加入率の「めざそう値」が“100%”となっていますが、葉山町も高齢化が進んでおり、私が住む地区でも、高齢のために加入していても役員はできないとか、回覧をかなり離れた家に届けなければならないというような、高齢者が町内会の活動に加わること自体が難しくなっています。こうした問題は町内会だけで解決できる問題ではないと思うので、町としてどのようにサポートしていくのかという取り組みがないまま、100%の加入率を目指そうというだけでは状況は厳しいと思います。

委員 そういう地区には細かい配慮をしないと、情報が入らず孤立してしまいます。そこは住民主体でなく行政との協働として、お互い対等の関係で連携していかなければうまくいきません。

会長 専門的な話になりますが、町内(自治)会活動がきちんと運営されて隣近所の親密な関係が維持されているのであれば、福祉コミュニティの議論をする必要はありません。いろいろな課題が出ている地域だから、福祉コミュニティをどうするのかという議論が生じます。そう考えたときに、「基本目標 10 町民と行政の中にお互いを支えあう関係や情報の連携ができているまち」にぶら下がる 3 つの基本施策の順番はこれでもいいのでしょうか。最後になっている「施策 34 広報・広聴活動の充実」つまり情報提供というのは町民に葉山町の状況を知ってもらうこと。町との関係においては本来これが最初で、それを受けて、「施策 33 協働によるまちづくりの推進」にあるように、個別テーマについて NPO 法人等を作って取り組む。「施策 32 地域コミュニティの活性化」は特定の課題ではなく地域社会の話ですから、これが最も大きなターゲットになります。そうすると、施策 32~34 は逆に並べたほうがいいと思います。

委員 82 ページの「現状と課題」では、NPO 法人葉山まちづくり協会だけでなく、今まではという形で葉山町社会福祉協議会の関わりが出てきます。83 ページの「具体的な取り組み」には、「策定した指針に基づき、NPO 法人葉山まちづくり協会、葉山町社会福祉協議会などの各主体との連携・推進体制を整備していきます」とあり、「など」となっているので、他にもまだあると受け取れるわけです。それなのに、82 ページの「まちづくり指標」では NPO の数しか言及していない。それだけでいいものなのか、疑問を感じます。

会長 書きぶりや指標の整合性に課題が残っているという指摘です。葉山町内に所在地が登

記されている法人というのは、町で把握できますか。

事務局 できます。

会長 まちづくり協会の位置づけが整理され、改めて登録してくださいという方針が明確になったときには、登録団体数が指標になるでしょうけど、そこがはっきりしないのであれば、葉山町を所在地としている NPO 団体数の方が、指標としてまだいいかと思います。それに、葉山町を離れて活動している団体が葉山町を所在地としていることはほとんどないと思うので、その点でもこの「協働によるまちづくりの推進」の趣旨にも近いのではないのでしょうか。どんな形で登録してもらうかも含めて、協働の概念を整理したり、推進体制を整備していく必要があると思います。

委員 先ほどの事務局の説明では、団体は結構あるけれども、環境保護の団体が多く、福祉等の団体がもう少し増えてほしいということでしたが、そのことはこの文章の中には見えません。「基本施策 32 地域コミュニティの活性化」中の「具体的な取り組み」に「防災・環境・福祉など、テーマ型の活動の推進」とありますが、これは「基本施策 33 協働によるまちづくりの推進」の中の活動とも思えます。テーマ型活動というものの扱いがどちらの施策に入るべきなのか、気になります。

会長 組織運営論で言うと、テーマを持った団体というのはコミュニティではありません。英語ではアソシエーションという概念で、どちらかといえば「基本施策 33」の NPO 法人の方がぴったりくる。ただ一方で、地域コミュニティの議論をしたときに、先ほど話にあったような課題がある地域に関しては、逆にテーマ型の活動をすることでコミュニティを再活性化できる余地があります。重要なのはそれをどう使い分けるかです。NPO 型でダイレクトに課題、テーマ別の活動を前面に出すのがいいのか、それとも地域の再活性化という視点から地域の中でどう課題を設定し展開するのがいいのか。つまり「基本目標 10 町民と行政の中にお互いを支えあう関係や情報の連携ができていくまち」中の「基本施策 32 地域コミュニティの活性化」及び「基本施策 33 協働によるまちづくりの推進」の関係の中で、特に課題別の部分についてはどちらに軸足を置いて考えるのか、あるいは両方に入れてうまく役割分担をするのか、そのあたりの書き方に課題が残ると思います。ここで答えを出すのはちょっと難しいので、事務局のほうから担当セクションの方へ一度戻して検討してください。

委員 コミュニティを形成してはいても、高齢化や集落の点在によって自治会活動等が物理的に厳しくなっているところに対する行政のフォローが、どうあるべきか。これも記載されていたほうがいいと思います。

会長 当然です。地域の人たちに何ができるのか、何をするのかと併せて、地域の人たちだけで難しいところは当然行政がフォローするという意味で、状況に合わせて一定の対応が必要だと思います。

委員 一色地区の自治会連合会では、社会福祉協議会の指導で「ぬくもりの会」という組織を作り、テーマ別に地域の問題解決に取り組む準備を進めています。規約もできて、社会福祉協議会から少し補助金が出ることになりました。ただ問題は、ミーティングをやる場所がないこと。こうした活動は、忙しい中でも、みんなが面と向かってディ

スカッションし、アイデアを出していかないと、なかなかうまくいきません。それには小さな所でいいので、行政で空き家でも借りてもらい、そこに事務所を置いて活動すれば、もっと進むと思います。我々と行政が車の両輪のような形で一緒にやらないと難しいと思います。

会 長 全国平均で 13%超の空き家があるわけで、大してお金をかけずに使える余地があるように思えます。町役場のそばに 1 カ所じゃなくて、もう少し各エリアの住民が集まれるような場所があると、地域の活動も活発化するのではないのでしょうか。そうすることで、行政のサポートが必要な部分というのも、もっとはっきりしてくるのではないかと思います。

委 員 第三次総合計画には記載されていた「情報公開の推進」がないのはなぜですか。

事務局 意図的に削除したわけではありません。昨今、情報公開の請求件数は非常に増えており、行政側も当然の責務として皆さんの知る権利のために積極的に公開していく方向になっているので、あえて今回は載せていないということです。

会 長 町民による公開請求の手続きとか、公開にあたっての基本的な条例を含めた規定等がきちんと整備されて、それに基づいて運用されているということですか。

事務局 はい。

委 員 当たり前のことだから記載する必要がないというスタンスですか。

事務局 繰り返しになりますが、第三次総合計画では推進すると掲げられていた情報公開を今回は当たり前のことととらえた上で、本文中で可能な限り行政情報を出していくという書きぶりになっていると理解していただきたいと思います。

会 長 その書きぶりとして足りない点があれば、言っていただいてもいいと思います。

委 員 84、85 ページの「基本施策 34 広報・広聴活動の充実」の内容がそれにあたるわけですが、ちょっと弱いと感じます。

事務局 行政側が積極的に公開していくというスタンスでいても、結果的に第三次総合計画と比べてそこが抜けていると捉えられるのは本意ではないので、例えば 85 ページの「単位施策」の中に「情報公開の推進」を示すような一文を加えるよう検討します。

委 員 近年、地域コミュニティに関心を持ったり活動する人が増えている反面、自分の家族だけよければいいといった意識の人も若い世代を中心に増えています。例えば学校の PTA でも、子ども会の活動やクラス全体、学校全体がよくなればいいのかと考える親が増える一方で、自分の子どもさえ心地よく過ごせればいいのかという親も確実に増えている。そういう人たちをどのようにコミュニティや活動に取り込んでいけばいいのか。「基本施策 33 協働によるまちづくりの推進」には、そういう認識、視点もほしいと思います。実際、NPO 等の活動で、そういう問題に直面している方は多いと思います。この記述では、町民すべてが協働によるまちづくりに高い関心を持っているという捉え方で書かれているように思えるので、反対の視点を持っている人たちへの取り組み方もあればいいと思います。それから、「基本施策 34 広報・広聴活動の充実」の「めざす姿」として「有益な情報、重要な情報が町民に漏れなく伝えられ」と書かれていますが、伝えるための具体的方策がよく分かりません。例えば、若い世代はホームページ等で

様々な情報を簡単に得ることができるでしょうが、「広報はやま」でさえ読むことが面倒になっているお年寄りたちに重要な情報をどのように伝えていくのか。大雨警報等の防災情報も無線で放送するようになりましたが、上山口地区の大半の場所では山にこだまして何を言っているのか聞き取れないような状態です。そういう現状にあって、どういう手立てをもって重要な情報をもれなく伝えるようにするのかという具体的方策が、これを読む限り見えてきません。

事務局 葉山町は地形上、難聴地域の100%解消ができないそうです。そこで、消防テレホンサービスでは、防災行政無線での放送と同じ内容をお知らせしています。

委員 停電すると普通の電話は通じません。

事務局 どういう方法が一番情報伝達に適しているのかということで、今、手回し式の防災ラジオをもう一度全戸配布しないかという議論も出ています。広報については、若年層はホームページで、高齢者はペーパーで見るのが一番いいと思うんです。大きい活字で、高齢者が取りたい情報だけが載っている広報を作ろうとか、いろいろアイデアは出てきます。また、葉山町は他市町と比べてJ:COM(ケーブル・テレビ)の加入率が非常に高く、6割を超えている地区もあるので、今後はそういうものを活用しての情報伝達も考えていかなければと思っています。ただ、これでというものを一つ決めるのが難しく、全体を見て考えていかなければならないという課題は残っていくので、少しずつ100%に近い状態に近づけたいと思っています。

委員 80歳、90歳になられた方にとっては手回しの作業自体が難しいという視点がないと、手回しラジオを全戸に配ればいいじゃないかという発想になってしまいます。別に知らなくても日々困らないような情報であればいいのですが、災害とか緊急性の高い情報については、若い人が携帯電話やパソコンで受けることができるのに対し、そういうことができない高齢者に、今危険な状況であるということを認識していただくことはすごく大事です。自分たちが危ないと思えば、何とかして情報を得ようとするはずですが、危険な状態にあるということを認識できていない高齢者にそのことを知らせる。まずは、この最初の段階が必要であり、そのための手立ては早急に確立する必要があるのではないのでしょうか。隣で火事が起こっていても、分団のサイレンが鳴らなければそれが分からない高齢者に、どのようにして知らせるのか。分団のサイレンを鳴らすようにするには、お金がかかるかもしれないし、うるさいと思われるかもしれませんが、それによって町民の人たちに自宅近くで今火事が起きているということを知らせる有益な方策だと思うので、そういうことも含めて検討してほしいと思います。

会長 今のご意見は、前回議論した「基本理念2“暮らしを守る”葉山」の中の防災の施策分野が、コミュニティ・協働という施策分野を通じて「基本理念3“みんなで支える”葉山」のところにも再度絡んでくるということで、担当セクションに伝えてください。それからもう一つ、地域でつながりがうまくできているところと、考え方の違う人たちがいてうまくいかず、その対応をどうするかといった課題提起もありました。

委員 地域のつながりに関してですが、「まちづくり指標」のデータとして使える町民アンケートをやっているのなら、その数値を明確にしなが、地域づくり活動に参加して

いる、または参加したいと思っている人の割合を合わせてもまだ 4 割に満たないということを客観的な課題として掲げてはいかがでしょうか。

会 長 この問題を行政の計画の中にどう織り込むか考えているのですが、答えが出ません。町の計画は個人の価値観より協働の価値観を大切にしたい方がよいものができるということは確かなのですが、では個人の価値観に町の計画がどこまで介入するのが適切かとなると、確かな答えはありません。若いうちは誰しも割と個人主義的なところがあって、時間経過の中でいろいろな人と接する中で、そうではない価値観も大事だと気づいていくわけです。そんな若い人たちに協働の価値観の大切さをどう伝えていくのか考えた場合、協働も価値観の一つである以上、若い人たちの個人主義的な価値観は絶対だめなのかということ、ある時期はそれでも済んでしまうところがあって、それをすべて否定していいのかということになります。そのあたりを踏まえた上で、そのことをどうやって計画の中に落とし込むのか、あるいはそこに関しての課題意識を持つのか、役場の中でもう一回議論してみてください。葉山だけでなく、全国どこの自治体にとっても、大勢の人が親密に助け合う地域社会であるほうがよい。でも例えば、個人的な課題や目標があって、それを達成することに生きがいを感じる人がいたときに、他者との関係よりもそれを優先するその人の行動を、自治体のあり方の議論との整合をとりながら、どこまで許容し、どこまで一緒にやろうと声をかけるのかというのは、すごく難しい話です。

委 員 すると、このアンケートのデータを「まちづくり指標」として掲げることがどうなのでしょう。ただ、参加したいと思っているけど参加できない状況にある人への支援として、町が参加の仕方などの情報発信をしていくことは入れてもいいと思います。

会 長 こういうアンケートのデータは一般に多くのところで使われているので、町民側も違和感なく OK してくれると思いますが、一方でそれは、町のいろいろなところとつながっていただきたいというメッセージを町民に対して発するわけで、それが 100% 大丈夫な価値観なのかということ極めて難しい。ただ、多くの人はそこまで考えないから、それでいいということもできます。町の中でいろいろな人が手を携えて生活していきましょうという程度のメッセージとして理解してもらえば、これでいいと思います。

委 員 東日本大震災の時に、「てんでに逃げろ」と言っている人たちがいました。本来、年寄りがいたら助けなきゃいけない。でも助けていたら自分が死んでしまうから、子どもにも、「てんでに逃げろ」と言ってるわけです。あれなんか個人主義ですよ。

会 長 それを悪いと言えるかということです。例えば韓国では、若い人もお年寄りも集団の文化がものすごく強いので、船が沈没した時にてんでに逃げる価値観がなく、みんな船に残り亡くなってしまいました。私はいつも、こうした話が、町民の価値観と町の有り様に関する自治の一番本質的な議論だと思っていますが、いまだに答えが出ないところです。ただ、折り合いの付け方として、でもみんなで手をつないだほうがよいよねというぐらいのことなら誰もが納得してくれると思います。

(説明)

事務局より資料4に基づき「基本目標11(行政運営)」(86~97ページ)の説明が行われた。

(質疑応答)

委員 人事評価というのは非常に難しいです。上司が部下を評価する場合、能力のない上司なら部下が怒ります。その辺をちゃんと考えてやらないと、みんなやる気がなくなってしまう恐れがあります。

会長 おっしゃるとおりで、逆に部下が上司を評価する仕組みを入れてバランスを取ればいいのかというと、上司が部下の顔色を伺ってしまうのも嫌な話で、本当に人事評価は難しいです。また、人事評価のために提供される情報には必ずバイアスがかかるので、それを意識して読みとることが一番難しいところです。きちんと人を評価して処遇すれば、最終的に組織が最大の力を発揮します。ただ、この制度では能力のある人を評価する傾向が強くなりますが、努力した結果を評価することも大事で、それをきちんとしないと普通の能力の人が努力なくなってしまうと思います。いい評価をしてくださるよう期待しています。

委員 人事評価の対象は正規職員が主で、非常勤やパート職員は外れているのではないですか。

事務局 非常勤職員の雇用期間は基本的に6カ月ですから、評価期間が足りないと思います。

委員 町民から見れば、正規、非常勤、パートともすべて町の職員ですから、研修や育成の対象としていただければと思います。

委員 営業だったら個人の評価をしやすいですが、役場はみんなが同じような仕事をやっているので非常に難しい。そこで、評価の対象をグループにすればいいと思います。

会長 職員の表彰制度はあるのですか。

事務局 ないです。

会長 例えばその年に最も頑張ったと評価できるグループを町長が表彰するというのもいいかもしれません。公務員の場合、お金で評価するというのは疑義が出てしまうので、モチベーションが上がるような仕掛けとして、この方法は有効だと思います。

委員 多分、町の職員の評価は引き算だと思います。去年と同じことをして、特に何も問題がなければそのまま、何か失敗したりするとマイナス評価がつくというような。ですから職員は、新しいことにチャレンジするより、穏便に去年と同じことをやり問題なく過ごせば、順調に昇級していく。民間企業のように、新しいことにチャレンジしたり改革した場合にプラス評価することが望ましいと思います。例えば、ある事業に1億円の予算を組んだけれど、いろいろと節約に努めて8,000万円を実施できたとしたら、民間ならすごくプラス評価されると思いますが、議会とかからは、予算の立て方が甘いから8,000万円しか使わなかったとマイナスの評価をされてしまうと聞きます。そうなるともう1億円の予算を取ったら1億円使ってやればいいのかという感覚になり、無駄な出費を抑える努力をしなくなってしまうと思います。

会長 難しいのは、毎日同じ決まりきった同じ仕事をする人も中にはいるわけです。窓口業



務もそうで、決まりきった同じ仕事での丁寧な対応も評価しなければいけません。飛び抜けた評価はできなくても、きちんと事務対応をしたことへの評価はしてあげないと、職員のモチベーションは確実に下がります。例えば福祉課の職員といっても、児童福祉や障害福祉、高齢福祉の担当者がいます。みんな同じグループの中にいるのですが、仕事は全員違うわけです。そうすると、どこで3人の仕事の出来栄を評価するのか、非常に難しいです。それでも、上司から見れば、例えば新しい仕事が任せられるとか、新しい課題に積極的に取り組んでいこうという気概を持った職員というのは大体はつきりしてくるので、多分そういう職員の評価が高くなっていると信じたいのですが。

委員 86 ページの「基本施策がめざす姿」に書かれていることは当たり前のことです。町の人事、評価自体は別に町民には直接関係ないと思います。人材をどう生かしていくのかということについて、町をどのように変えていくのか、どう維持していくのかという視点がなければ、「基本施策 35 人材育成・人材管理の充実」はあまり意味がありません。そこのところを、もう少し踏み込んで書いてほしいと思います。

会長 「基本目標 11 常に町民の満足・納得度の高い行政サービスが提供されているまち」についても、基本施策の順番に疑問を感じます。行政が町民のほうを向いた流れにするなら、「基本施策 35 人材育成・人材管理の充実」や「基本施策 38 健全な財政運営の維持」は後の方に移動した方がいいと思います。

委員 「基本施策 38 健全な財政運営の維持」に関して、人口減少で住民税等の歳入が減って財政運営が厳しくなる中で、「単位施策 38 - 01 歳入の確保」で「施設整備等の財源として町債を活用」とありますが、町債にどこまで頼れるかということです。町債の管理計画というものは町にあるのですか。

事務局 ありません。

委員 町債の管理計画は財政計画と対だと思うので、そこに違和感を覚えます。さらに、「新たな財源の積極的な開拓と確保に努めます」とありますが、ここは新たな財源でなくてもいいので、自治体に稼ぐ力が求められると思います。例えば、これまで町は住民税に頼っていて、法人税は町税全体の2~3%だと思いますが、それを上げるためにどうするのかと。財源の開拓と同時に税の確保という視点も必要ではないでしょうか。また、「基本施策 39 公共施設の有効かつ適切な管理」に関連して、公共施設白書を策定したのはいいことだと思います。ただ、公共施設の再配置にあたって論じられるのは道路や橋、上下水道など、人口に左右されるものが多いのですが、ここに教育関係も入れるべきだと思います。少子化の中で、例えば小中一貫校とか、教育セクションにおける一定の議論がないと、公共施設の再配置もできないはずだと思います。その点も加筆したほうがいいと思います。

事務局 葉山町にある公共施設の総面積の約6割が学校教育施設です。統廃合というのも厳しい状況にありますし、小中一貫校も今の規定では、小学校1校に対して中学校1校となっていて、町内では長柄小学校と南郷中学校の関係しか適合せず、葉山中学校をカバーする小学校はどうするのかということになります。一方で、学校教育施設を放課

後児童健全育成や学童クラブ、老人のコミュニティの施設として開放するなど、どんどん利用していかなければと思います。また、公共施設白書を作成後、公共施設の整備計画も作るうとしていた矢先に、総務省から道路、橋梁、下水道など、すべての公共施設に関する総合管理計画を作るよう指示がありました。人口減少社会の中でインフラ整備をどこまで広げるのか、縮めるのかという考えに基づく箱物や道路、橋梁、下水道などの管理計画です。この計画の実施には莫大な経費がかかり、期間も長期にわたります。町債の運用も含めた財政計画なども絡んでくるので、短絡的でない計画を立て推進していくために、実は今、組織改編の条例を今議会で上程しています。

委員 人口減少は、新たな町づくりを考える上でのチャンスとも考えられます。今お話のあった総合管理計画は平成 28 年度目標ということですが、なるべく早く進めたほうがいいと思います。まさにその計画が今後の葉山の町づくりのビジョンにもつながってくるので、総合計画にも大きな影響を与えます。

委員 「基本施策 36 行政組織の充実」にある縦割行政の問題は、ずっと言われ続けながら解消されていません。特定分野のプロフェッショナルを育てる一方で、広くいろいろな分野に通じる知識を有する人材の育成も必要だと思います。また、こうした人材育成を通じて、職員の皆さんが普段当たり前と考えている事務も実は不要なのではないかという観点をもって見直していかなければ、事務や書類の量は減らないと思います。

委員 「基本施策 38 健全な財政運営の維持」の「単位施策 38 - 01 歳入の確保」に“遊休資産の活用”とありますが、ここには町有地も含まれていますか。

事務局 はい。

委員 町有地の活用は「新たな財源の積極的な開拓と確保」につながるのですか。

事務局 具体的にどう活用していくかだと思います。例えば旧役場の跡地や堀内の防災広場などは売却するのではなく、町の財産として活用方法の検討に入る段階だと思いますが、一方で、何か箱物を作ろうとしても規模的に中途半端で塩漬けになっているような町有地もたくさんあります。これについては、売却して財源にするといった考え方もあるかと思っています。

委員 町有地にも竹林や山があると思いますが、実は、そこに生える竹や杉をペレット化して、販売したいというグループがあると聞いています。町有地だから販売することはできない。しかし、販売し利益をあげなければ、経済活動につなげられない。制限があることを理解しつつも、何とか制度として認められないかなという思いがあります。県にはそういう案件を扱う部署があると聞いていますが。

委員 県の財産を活用するセクションがあります。管理するセクションもあります。

委員 管理の行き届かない竹林や山林を活用すれば、少しでもお金にできるというモチベーションを生み出せば、民間にも広がるのではないかと思います。

事務局 先日、カマコンバレーというイベントに参加した際に、竹は放っておくと他の樹木を枯らしてしまうので何とかしたいと問題提起した方がいましたが、放置竹林の問題はいろいろなところでクローズアップされています。根も浅く横に張るので、ひとたび災害が起きると表層なだれの危険性もあります。例えば伊豆では最近、海岸の入口で

竹を灰皿として配っています。私どもは時々ボランティアで、朝、若い職員とごみを拾って回っていますが、海岸には吸殻が詰まった空き瓶が非常に多くて処分に手間がかかります。だったら海岸に竹を置いて灰皿として使ってもらえば、浜も汚れないし、ごみの処分も楽になると考えています。竹林の整備と併せて、竹の有効活用については、以前から少し考えています。いろいろなことを柔軟に考えていかないと、新たな財源の確保はできないと思っています。

委員 「基本施策 40 県・他自治体との連携・協力」の「協働でできること」にある「広域連携の取り組みに、参加・協力していきます」の主語がはっきりせず、意味がわかりません。

事務局 三浦半島圏域で連携協力している取り組みについて、今後も三浦半島の活性化に向けて近隣自治体との連携・協力を強化していくという意味です。

会長 主語は町ですか。

事務局 そうです。

委員 私はこの文章は、町民と町がともに広域連携に参加するという意味なのかと思ったのですが、町だけの話であるなら、ここに書くことではないですよ。

事務局 説明不足でした。町役場のメリットのために広域連携に参加するわけではなく、町民のための参加です。

委員 ここに書くべきことは、町民と町が協働でできることです。それがわかるように書いていただくことが必要です。それぞれの役割があつていいと思います。

会長 ほかの施策の「協働でできること」との整合性をとりながら、書き方を工夫してください。

事務局 わかりました。

## （今後のスケジュール）

（説明）

事務局より今後のスケジュールについて説明が行われた。

## （閉会）

会長 そういうことで、時間も押してきました。次回の審議会では、本日出された意見と、パブリックコメントの実施結果を受けての修正案が出てくると思いますので、それについて皆さんに議論していただくこととなります。本日はありがとうございました。

以上